

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3931908号
(P3931908)

(45) 発行日 平成19年6月20日(2007.6.20)

(24) 登録日 平成19年3月23日(2007.3.23)

(51) Int.C1.

F 1

H04L 12/58 (2006.01)
G06F 13/00 (2006.01)H04L 12/58 100F
G06F 13/00 610S

請求項の数 7 (全 18 頁)

(21) 出願番号 特願2005-78368 (P2005-78368)
 (22) 出願日 平成17年3月18日 (2005.3.18)
 (62) 分割の表示 特願2001-334874 (P2001-334874)
 の分割
 原出願日 平成13年10月31日 (2001.10.31)
 (65) 公開番号 特開2005-237023 (P2005-237023A)
 (43) 公開日 平成17年9月2日 (2005.9.2)
 審査請求日 平成17年4月14日 (2005.4.14)

(73) 特許権者 000005108
 株式会社日立製作所
 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
 (74) 代理人 100100310
 弁理士 井上 学
 (72) 発明者 片岸 誠
 神奈川県横浜市戸塚区吉田町292番地
 株式会社日立製作所 デジタルメディア開
 発本部内
 (72) 発明者 佐野 賢治
 神奈川県横浜市戸塚区吉田町292番地
 株式会社日立製作所 デジタルメディア開
 発本部内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】電子メールシステム、メールサーバ及びメール端末

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

メールサーバを介して電子メールを受信する受信手段と、
 前記受信手段により受信した電子メールを保存する記憶手段と、
 前記受信手段により受信した電子メールがウイルスに感染しているとき、前記ウイルス
 の種類に応じて前記電子メールを前記記憶手段に保存するか否かを制御する制御手段と、
 を備えていることを特徴とするメール端末。

【請求項2】

前記制御手段は、前記ウイルスの種類が古いとき、前記電子メールを前記記憶手段に保
 存するように制御することを特徴とする請求項1に記載のメール端末。

10

【請求項3】

前記制御手段は、前記ウイルスが発動による悪影響を発生しない種類のものであるとき
 、前記電子メールを前記記憶手段に保存するように制御することを特徴とする請求項1に
 記載のメール端末。

【請求項4】

請求項1ないし3のいずれかに記載の前記メール端末は、前記記憶手段に保存された電
 子メールの転送指示をユーザが入力する操作手段を備え、
 前記制御手段は、前記操作手段により転送を指示された電子メールがウイルスに感染して
 いるとき、前記ユーザにより指定された転送先に応じて転送あるいは転送を禁止するよう
 に制御することを特徴とするメール端末。

20

【請求項 5】

請求項 4 に記載の制御手段は、前記ユーザにより指定された転送先がウイルス検査可能な装置であるとき、前記電子メールを転送することを特徴とするメール端末。

【請求項 6】

請求項 4 または 5 に記載の制御手段は、前記ユーザにより指定された転送先が他のメール端末であるとき、前記電子メールの転送を禁止することを特徴とするメール端末。

【請求項 7】

請求項 1 ないし 6 のいずれかに記載のメール端末とメールサーバとを備えてなる電子メールシステムであって、

前記メールサーバは、電子メールの管理を行うメール処理手段と、前記メール処理手段を介して受信された電子メールを記憶するメール記憶手段と、前記受信された電子メールがコンピュータウイルスに感染しているか否かを判定するウイルス判定手段と、前記ウイルス判定手段によるウイルス感染の判定結果を前記電子メールに付加する情報付加手段と、前記ウイルス判定手段により前記電子メールがウイルスに感染していると判定された場合には、前記電子メールの受信者への課金処理を中止する課金管理手段と、を備えていることを特徴とする電子メールシステム。 10

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、電子メールシステム、メールサーバ及びメール端末に関する。 20

【背景技術】**【0002】**

電子メールシステムは、大略すると、メールサーバとメールクライアント（電子メールソフトウェア）とから構成される。メールサーバは、通常各ドメイン毎に設置されるもので、例えば、インターネットサービスプロバイダーや携帯電話事業者等がネットワーク上に設置する。ユーザは、例えば、パーソナルコンピュータや携帯電話あるいは携帯情報端末（PDA）等のような、メールクライアントが稼働するメール端末を使用して、メールサーバとの間で電子メールの送受信を行う。

【0003】

あるユーザ（発信者）が他のユーザ（受信者）に電子メールを送信する場合、発信者が発信した電子メールは、例えば、SMTP（Simple Mail Transfer Protocol）のようなメール転送プロトコルを用いて、宛先ドメインのメールサーバに送られる。メールサーバには各ユーザ毎に専用のディレクトリ（メールボックス）が予めそれぞれ用意されており、メールサーバに到着した電子メールは、各宛先のメールボックスに仕分けされて保存される。電子メールを受信する場合、メールクライアントは、例えば、POP3（Post Office Protocol Version 3）のようなメール受信プロトコルを用いて、メールボックスから電子メールを取り出し、メール端末内に取り込む。電子メールのフォーマットは、例えば、MIME（Multipurpose Internet Mail Extensions）により拡張されており、これにより、画像ファイルや音楽ファイルあるいはプログラムファイル等のバイナリファイルをテキストに添付することができるようになっている。 30

【0004】

ところで、電子メールシステムの普及に伴って、電子メールを介したコンピュータウイルス（以下、「ウイルス」と略記）の被害も増加する傾向にある。例えば、電子メールに添付されたバイナリファイル中にウイルスが含まれている場合、ユーザがメール閲覧時に添付ファイルを実行すると、ウイルスが端末のシステム内に侵入等して、データ破損等の種々の不具合を発生させる。

【0005】

このため、例えば、特開2001-134433号公報等に記載されているように、ウイルスを発見して駆除するという、いわゆるワクチンソフトウェアをメール端末に搭載し、このワクチンソフトウェアによって、受信した電子メールがウイルスに感染しているか 50

否かを検査する技術が既に知られている。ワクチンソフトウェアでは、例えば、添付ファイルの情報パターンを既知のウイルスパターンと比較照合することによってウイルスを発見し、ユーザに警告等するようになっている。

【0006】

【特許文献1】特開2001-134433号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

前記公報に示されているように、メール端末内でウイルス感染の有無を検査する従来技術には、以下に述べるような問題点がある。まず、ユーザは、常に最新のウイルスパターンを入手する必要があり、手間がかかる。コンピュータウイルスは日々変化しており、世情を騒がせたウイルスの亜種が幾つも発生することがある。従って、メール端末内のウイルスパターンを常に最新のものに更新していかなければ、これら未知の新しいウイルスに対抗することができず、ウイルスパターンの更新に手間がかかる。

10

【0008】

次に、メール端末内でウイルス感染を検査する場合、ワクチンソフトウェアのコードサイズ及びアルゴリズムやウイルスパターンデータのデータサイズ等によって相違するが、メール端末のコンピュータ資源（CPU実行時間やメモリ）を消費する。従って、搭載されたCPUの処理能力が低く、利用可能なメモリ量も少ないメール端末の場合は、ウイルス検査を自機内で行うことの負担が大きい。

20

【0009】

特に、近年では、携帯電話や携帯情報端末のような比較的小型で持ち運び容易なメール端末が広く普及しているが、これら小型のメール端末は、卓上型のパーソナルコンピュータ等に比較して、その物理的サイズや消費電力等の観点からCPU処理能力やメモリ量に大きな制限を受けている。従って、コンピュータ処理能力が乏しい小型のメール端末内でウイルス検査を実行すると、ウイルス検査に長時間を要する上に消費電力も増大し、現実的ではない。

【0010】

また、ウイルスパターンを更新するために、小型のメール端末を外部サーバに接続させると、ユーザに課金が発生し、ユーザの不満が増大する。

30

【0011】

本発明は、上述した種々の問題に鑑みてなされたもので、その目的は、メール端末の外部で事前にウイルス感染の判定を行い、メール端末側での負担を少なくし、使い勝手を向上できるようにした電子メールシステム、メールサーバ及びメール端末を提供することにある。本発明の他の目的は、コンピュータ処理能力等に制限を受ける小型のメール端末に適したウイルス検査を行うことができる電子メールシステム、メールサーバ及びメール端末を提供することにある。本発明の更なる目的は、後述する実施の形態の記載から明らかになるであろう。

【課題を解決するための手段】

【0012】

本発明に係るメール端末は、メールサーバを介して電子メールを受信する受信手段と、前記受信手段により受信した電子メールを保存する記憶手段と、前記受信手段により受信した電子メールがウイルスに感染しているとき、前記ウイルスの種類に応じて前記電子メールを前記記憶手段に保存するか否かを制御する制御手段とを備える。また、メールサーバは、電子メールの管理を行うメール処理手段と、前記メール処理手段を介して受信された電子メールを記憶するメール記憶手段と、前記受信された電子メールがコンピュータウイルスに感染しているか否かを判定するウイルス判定手段と、前記ウイルス判定手段によるウイルス感染の判定結果を前記電子メールに付加する情報付加手段と、前記ウイルス判定手段により前記電子メールがウイルスに感染していると判定された場合には、前記電子メールの受信者への課金処理を中止する課金管理手段を備える。

40

50

【発明の効果】**【0034】**

本発明によれば、ユーザの使い勝手を向上しつつ、メール端末の安全性を向上させることができる。

【発明を実施するための最良の形態】**【0035】**

本実施形態に係る電子メールシステムは、下の特徴を有するメールサーバとメール端末とを含んで構成される。

メールサーバは、到着した電子メールがコンピュータウイルスに感染しているか否かを判定するウイルス判定手段と、ウイルス判定手段によるウイルス感染の判定結果を電子メールに付加する情報付加手段と、を含んで構成されている。一方、メール端末は、メールサーバから受信された電子メールに付加された判定結果に基づいて、ウイルス感染に関する情報をユーザに提供する情報提供手段を含んでいる。例えば、各ドメイン毎に設置されるメールサーバは、複数のメール端末との間で電子メールの送受信を行うことができるようになっている。メールサーバに到着した電子メールは、ウイルス判定手段によっていわゆるコンピュータウイルスに感染しているか否かが判定（検査）される。ここで、コンピュータウイルスとは、例えば、端末に記憶されている記憶内容を消去したり、書き換ったり、外部へ転送したり等のような、他人のコンピュータプログラムやデータに悪影響を及ぼす可能性のあるプログラムを言う。

ウイルスに感染しているか否かの判定結果は、情報付加手段によって電子メールに付加される。好ましくは、電子メールのヘッダ部に判定結果が追記される。ヘッダ部には、メールの送信者、受信者、経路、日付等の電子メールの各種属性が記載されているので、この中に判定結果を含めることにより、ヘッダを読み込むだけで電子メールが感染しているか否か、誰から送られたメールか等を容易に知ることができる。なお、好適な実施形態に示すように、ウイルス感染の有無に限らず、例えば、感染したウイルスの名称、種類、特徴、対処法等の他の情報を判定結果と共に検査情報として電子メールに付加してもよい。判定結果の付加された電子メールは、各メールアドレス毎に用意されたメールボックスに格納され、メールボックスを介してメール端末に送られる。

メール端末がメールサーバから電子メールを受信すると、情報提供手段は、電子メール中に付加された判定結果を検査し、ウイルス感染に関する情報をユーザに提供する。ここで、ウイルス感染に関する情報としては、例えば、「ウイルスに感染していることを示す警告」を挙げることができる。これに限らず、電子メールに付加されている情報がウイルスの種別や対処法も含んでいる場合には、これらウイルス種別や対処法も併せてユーザに提供することができる。なお、ウイルスに感染している事のユーザへの警告は、警告メッセージの表示に限らない。メール端末が光や音あるいは機械的振動等を発生させる他の手段を備えている場合は、例えば、ランプを点滅させたり、ブザーを鳴動させたり、端末本体を振動させたりすることにより、ユーザに警告を発することもできる。メールサーバ側でウイルス感染の判定を行い、判定結果を電子メールに付加するため、メール端末ではウイルス感染の検査を行う必要がなく、メール端末のユーザがウイルスパターンの更新作業等を行う必要が無くなる。メール端末は、さらに、判定結果に基づいて、受信された電子メールがウイルスに感染している場合には、該電子メールへの操作を制限する操作制限手段を備えてよい。

操作制限手段は、例えば、ウイルスに感染した電子メールの内容表示を制限することができる。ここで、電子メールの内容表示の制限とは、ウイルスによる悪影響を未然に防止するために電子メールの閲覧を制限する意味である。従って、例えば、メール本文にはウイルスが感染しておらず、添付ファイルにのみウイルスが存在するような場合は、添付ファイルの実行のみを制限し、メール本文の表示は許可してもよい。これにより、ウイルスに感染した電子メールをメール端末が受信した場合でも、ウイルスの発動を防止して被害を未然に食い止めることができる。操作制限手段は、ウイルスに感染した電子メールを他の端末に転送することを制限するものであってもよい。なお、「転送」には、いわゆる返

10

20

30

40

50

信も含まれる。ウイルスに感染した電子メールの転送を制限することにより、ウイルスが他のメール端末に伝染するのを防止できる。

さらに、操作制限手段は、ウイルスに感染した電子メールを、予め設定された所定の装置に対してのみ転送を許可し、他の端末への転送を制限してもよい。ここで、予め設定された所定の装置としては、例えば、ウイルスを検査するための装置（一例として、ウイルス検査プログラムを搭載したパーソナルコンピュータ）等を挙げることができる。所定の装置への転送は、ウイルス感染の有無にかかわらず行うことができ、これにより、ウイルスの調査等を行うことができる。

なお、「予め設定された所定の装置」を、「外部ネットワークを介さずにメール端末に直接的に接続された装置」として捉えることもできる。転送に用いるインターフェースの種類を検出することによって、外部ネットワーク（メールサーバ）を経由した転送は禁止し、メール端末に直接的に接続されたパーソナルコンピュータ等にのみ転送を許可するよう構成することができる。10

また、メールサーバは、ウイルス判定手段によって電子メールがウイルスに感染していると判定された場合には、ウイルスによって悪影響が生じないように電子メールを部分的に削除することができる。メールサーバは、ウイルスの発動による悪影響が生じないように、ウイルスの全体を削除することもできるし、ウイルスを無効化する程度に部分的にウイルスを削除することもできる。安全性確保の観点で削除範囲を決定することができる。

電子メールシステムでは、メールサーバは、さらに、ウイルス判定手段によって電子メールがウイルスに感染していると判定された場合には、該電子メールのヘッダ部だけを先に送信し、メール端末から送信要求があったときには電子メールの全体をメール端末に送信するものであり、メール端末は、メールサーバから先に送信されたヘッダ部に係る電子メールの受信をユーザが希望した場合に、電子メールの送信をメールサーバに要求するよう構成することができる。20

電子メールがウイルスに感染している場合、メールサーバは、まず最初に電子メールのヘッダ部だけを先にメール端末に送信する。ユーザがウイルスに感染した電子メールの受信を希望する場合は、電子メールの全体を送信する。

また、電子メールシステムでは、メールサーバに、さらに、電子メールサービスに関する課金を管理する課金管理手段を備え、課金管理手段は、ウイルス判定手段によって電子メールがウイルスに感染していると判定された場合には、該ウイルスに感染している電子メールの受信者への課金処理を中止するようにしている。なお、ウイルスに感染した電子メールの受信者に対する課金を免除するに止まらず、ウイルス感染メールを発信した送信者に対して課金するようにしてもよい。30

なお、本発明は、メールサーバ、メール端末、コンピュータプログラムの観点からも把握することができる。

以下、図1～図16に基づき、本発明の実施の形態を説明する。

【実施例1】

【0036】

図1～図7は本発明の第1の実施の形態に係り、図1は、電子メールシステムの全体構成を概略的に示す構成説明図である。40

【0037】

例えば、携帯電話事業者が設置するメールサーバ10は、制御部11、メール処理部12、メール記憶部13、検査情報付加部14、ウイルス判定部15及びウイルス情報記憶部16を備えて構成されている。

【0038】

制御部11はメール処理部12等を制御するものであり、メール処理部12はメール端末20との間の電子メール送受信処理等を行うものである。メール記憶部13は到着した電子メールを保存するものであり、検査情報付加部14は、後述の検査情報を電子メールのヘッダに付加するものである。ウイルス判定部15は、ウイルス情報記憶部16に予め記憶されたウイルスパターンに基づいて、電子メールがコンピュータウイルスに感染して

10

20

30

40

50

いるか否かを判定するものである。

【0039】

メールサーバ10はインターネット31に接続されており、インターネット31を介して他の端末(図示せず)からの電子メールがメールサーバ10に到着する。メールサーバ10に到着した電子メールは、所定のウイルス検査を受けた後で、メール記憶部13に記憶される。メールサーバ10に保存された電子メールは、例えば、携帯電話の基地局32から無線通信を介してメール端末20に送信される。

【0040】

メール端末20は、例えば、携帯電話や携帯情報端末等のような小型の端末として構成されている。本実施形態では、インターネットメールの送受信機能を備えた携帯電話をメール端末20として採用する。

10

【0041】

メール端末20は、制御部21、メール処理部22、メール記憶部23、表示部24、報知部25、操作部26を備えている。

【0042】

制御部21は、メール処理部22等を制御するものである。メール処理部22は、操作部26からの入力に応じて電子メールの送受信処理等を行うものである。メール記憶部23は、メールサーバ10から受信した電子メールを保存するものであり、記憶装置としては、例えば、不揮発性メモリなどが用いられる。表示部24は、例えば、液晶ディスプレイ装置やプラズマディスプレイ装置等として構成され、電子メールの内容やメール端末の状態(例えば、電波強度やバッテリー残量)等を表示するものである。

20

【0043】

報知部25は、電子メールの着信を、例えば、光、音、振動等によってユーザに報知するものである。光と音、音と振動、光と振動等のように2種類以上の刺激で、電子メールの着信を報知させることもできる。また、ウイルスに感染していない電子メールが着信した場合(正常時)と、ウイルスに感染した電子メールが着信した場合(異常時)とで、報知内容を違えることができる。例えば、正常時の電子メール着信音よりも異常時の着信音を大きくしたり、音色を変えたりすることができる。あるいは、正常時の着信振動と異常時の着信振動の周波数や強さを変えることもできる。

【0044】

30

図2は、電子メールの構成及び検査情報の付加位置等を示す模式図である。電子メールは、大別すると、ヘッダM1と、本文M2と、添付ファイルM3とから構成されており、メールサーバ10のウイルス判定部15による判定結果を含む検査情報M11は、ヘッダM1内に追加される。検査情報が付加された電子メールは、2種類の方法でメール端末20に配達される。一つの方法は、電子メール全体をメール端末20に送信する方法であり(図2中の「A」)、他の一つの方法は、電子メールのヘッダM1だけを先にメール端末20に送信し、ユーザの指示を待ってから電子メールの全体を送信する方法である(図2中の「B」)。本実施の形態では、電子メールの全体を最初から送信する場合を説明し、後の実施形態でヘッダM1を先に送信する場合を説明する。

【0045】

40

図3は、ヘッダの構成を示す説明図である。ヘッダには、例えば、返信先アドレス(Return-Path)、発信日時(Date)、差出人メールアドレス(From)、受信者メールアドレス(To)、経路情報(Received)、メッセージ識別名(Message-ID)、メールタイトル(Subject)等の書誌的情報が記載されている。本実施の形態では、このヘッダM1内に、検査情報M11を追加する。検査情報M11には、例えば、ウイルス感染の判定結果、ウイルス情報(ウイルス名や種類等)、ウイルスへの対処法等を含めることができる。従って、メール端末20側では、ヘッダM1のみを検査することにより、検査情報M11を容易に検出することができる。

【0046】

次に、図4～図7に基づいて、本実施の形態の作用を説明する。なお、図中では、ステ

50

ップを「S」と略記する。

【0047】

図4のフローチャートは、メールサーバ10及びメール端末20でそれぞれ行われる処理の全体概要を示す。

【0048】

メールサーバ10では、インターネット31を介して電子メールが到着すると(S101:YES)、この電子メールについてウイルス判定を行う(S102)。ウイルスに感染しているか否かの判定が終了すると、上述した内容の検査情報M11がヘッダM1内に記述される(S103)。検査情報M11が付加された電子メールは、メールの宛先に応じてメール記憶部13に保存され(S104)、メール端末20に配信される(S105)。なお、メール端末20からの要求を待ってメールサーバ10からメールを配信することもできるし、メール端末20の要求を待たずにメールサーバ10から配信することもできる。

【0049】

メール端末20では、メールサーバ10から電子メールを受信すると(S201:YES)、受信した電子メールをメール記憶部23に保存する(S202)。次に、メール端末20は、ヘッダM1から検査情報M11を検出し、ウイルス感染の有無等を報知部25を介してユーザに報知すると共に、検査情報M11の内容を表示部24を介して表示させる(S203)。報知の方法としては、例えば、ウイルス判定結果に応じて報知音を変えたり、点滅間隔や点滅パターン、点灯色等をウイルス判定結果に応じて変えたりすることにより、行うことができる。あるいは、振動による報知の場合は、振動の間隔やパターン等をウイルス判定結果に応じて変えても良い。

【0050】

受信した電子メールがウイルスに感染している場合、ユーザは、操作部26を操作することにより、この電子メールを削除することができる(S204)。ユーザが削除操作をした場合は、メール記憶部23から該当する電子メールが削除される(S205)。メール端末20で行う他の処理は、さらに後述する。

【0051】

図5は、表示部24を介してユーザに表示される検査情報M11の内容を示す説明図である。例えば、受信した電子メールがウイルスに感染していることを警告するメッセージを表示させることができる(G1)。また、ウイルスの種別(G2)や対処法(G3)を警告メッセージと併せて表示することもできる。さらに、携帯電話のような小型のメール端末20の場合は、物理的サイズの制約上、表示部24の表示面積が小さいため、全ての情報を一度に表示するのが難しい場合がある。その場合は、詳細な内容を階層化して表示するようにしてもよい(G4, G5)。あるいは、画面をスクロールさせることにより詳細な内容を閲覧するようにしてもよい。

【0052】

ここで、対処法としては、「削除」を挙げることができる。「削除」とは、ウイルスに感染した電子メールの全体をメール記憶部23から削除するものである。これに限らず、例えば、「全体削除」、「部分削除(添付ファイルのみ削除)」のように、より細分化された選択肢をユーザに提示してもよい。

【0053】

一方、例えば、電子メールに感染しているウイルスの種類が古く、メール端末20のコンピュータプログラムが既に対応済みであるような場合は、電子メールがウイルスに感染していても、ウイルスの発動による悪影響が発生しない。従って、この場合は「削除」せずに保存することができる。ウイルスの発動による悪影響が発生し得る場合であっても、ユーザが希望する場合は、電子メールを削除せずに保存することができる。この場合、電子メールは、通常の正常な電子メールと同様にメール記憶部23内に保存される。但し、図6及び図7と共に後述するように、ウイルスに感染した電子メールの表示(添付プログラムの実行)及び転送には、制限がかけられているため、安全上の問題は生じない。

【0054】

10

20

30

40

50

次に、図6のフローチャートは、メール端末20内に保存された電子メールを表示させる場合の処理を示す。

【0055】

電子メールの閲覧を希望するユーザーが操作部26を介して所定の表示操作を行うと、本処理が開始される。操作部26の操作に応じて、メール処理部22は、メール記憶部23内に記憶されている電子メールの中から該当する電子メールを参照し(S211)、この電子メールに付加されている検査情報M11を検出してウイルス感染の判定結果を確認する(S212)。

【0056】

電子メールがウイルスに感染していると判定された場合は(S213:YES)、判定結果を警告メッセージ等で表示すると共に、メール内容の表示を禁止する(S214)。つまり、表示部24には、判定結果のみが表示される。ここで、禁止されるメールの内容には、電子メールに添付されたプログラムファイルが含まれており、ウイルス発動のおそれのある添付プログラムを実行させないように制御する。なお、ウイルスが添付ファイルにのみ存在し、メール本文の安全性が判明している場合は、添付されたプログラムファイルの実行のみを制限し、メール本文の閲覧は許可することもできる。

【0057】

一方、ウイルスに感染していない電子メールの場合は(S213:N0)、電子メールの内容が全て表示され、添付されたプログラムファイルがある場合は、そのプログラムも実行される(S215)。

【0058】

次に、図7のフローチャートは、メール端末20に保存された電子メールを転送する場合の処理を示す。ここで「転送」とは、メールの差出人に「返信」する場合も含む。

【0059】

メール端末20のメール記憶部23内に保存されている電子メールの転送を希望するユーザーが、操作部26を介して所定の転送操作を行うと本処理が開始される。操作部26の入力に応じて、メール処理部22は、メール記憶部23に記憶されている電子メールの中から該当する電子メールを参照する(S221)。

【0060】

次に、参照された電子メールについて検査情報M11が検出され、この検査情報M11に基づいてウイルス感染の判定結果が確認される(S222)。転送しようとする電子メールがウイルスに感染している場合は(S223:YES)、判定結果を表示すると共に、メールの転送を禁止する(S224)。例えば、「このメールはウイルス***に感染しているため、転送することができません。」等のメッセージを表示部24に表示させることができる。一方、電子メールがウイルスに感染していない正常なメールである場合は(S223:N0)、ユーザが指定するアドレスに電子メールが転送される(S225)。

【0061】

本実施の形態は上述の通りであって、これにより以下の効果を奏する。

【0062】

メール端末20内でウイルス感染の判定を行わず、メールサーバ10側で行うため、ウイルス判定に関してメール端末20側での処理負荷が発生しない。従って、CPU処理能力や搭載メモリ量に制約を受ける携帯電話や携帯情報端末等の小型のメール端末の場合に特に有効である。

【0063】

また、メールサーバ10側で一元的にウイルス感染の判定を行うため、ウイルスパターンやウイルス検出プログラムの更新は、メールサーバ10だけで行えばよく、ウイルス判定に関するメンテナンスを効率的に行うことができる。

【0064】

メールサーバ10側で予めウイルス感染の判定を行い、その判定結果を検査情報に含めて電子メールのヘッダに記述するため、ウイルス判定機能を備えないメール端末20のユ

10

20

20

30

40

50

ーザにウイルス感染の有無を報知することができる。

【0065】

また、検査情報にウイルスへの対処法を含めておくことにより、ウイルスへの適切な対処をユーザに促すことができると共に、コンピュータ知識の乏しいユーザに安心感を与えることができる。

【0066】

さらに、ウイルスに感染している電子メールの表示や転送を禁止することにより、ウイルスの発動による悪影響や他の端末への二次感染を未然に防止することができる。

【0067】

また、検査情報を電子メールのヘッダに記述するため、電子メールを受信したメール端末20側では、メールの差出入や経路情報等の基本的なメール属性とウイルス判定に関する属性とを速やかかつ容易に検出することができる。

【実施例2】

【0068】

次に、図8及び図9に基づいて、本発明の第2の実施の形態を説明する。なお、以下の説明では、上述した構成要素と同一の構成要素には同一の符号を付し、その説明を省略するものとする。本実施の形態の特徴は、ウイルスに感染した電子メールを調査する外部装置には、ウイルス感染の有無に関わりなく電子メールの転送を許可する点にある。

【0069】

外部メール処理機器40は、例えば、ウイルス検査プログラム等を搭載したパーソナルコンピュータや専用の装置等として構成されるもので、制御部41、インターフェース(以下「I/F」)42及びメール処理部43を備えている。

【0070】

外部メール処理機器40は、I/F42を介してメール端末20のI/F27に有線又は無線で接続されている。I/F27、42を介して取り込まれた電子メールは、メール処理部43によって調査等される。制御部41は、メール処理部43やI/F42の作動を制御する。

【0071】

図9は、本実施の形態に係る転送処理のフローチャートを示す。本処理は、図6と共に述べた転送処理に、新規なステップS231及びS232を備えたものである。

【0072】

ユーザが所定の操作を行うことにより電子メールの転送が指示された場合は、ユーザにより指定された転送先が外部メール処理機器40であるか否かを判定する(S231)。そして、転送先が外部メール処理機器40である場合は、ウイルス感染の有無を調べることなく、電子メールを外部メール処理機器40に転送させる(S232)。

【0073】

ここで、例えば、転送先として指定されたアドレスが「***@****.com」のように、ユーザ名+ドメイン名で表現されており、他のメール端末へのメールアドレスである場合は、外部メール処理機器への転送と判断せずに転送を禁止することができる。あるいは、電子メールの転送に使用するI/Fの種類を検出することによって、電子メールの転送先が外部メール処理機器40であるか否かを判定することもできる。さらには、例えば、外部メール処理機器40からメール端末20に、メール調査用の操作メニュープログラムを送信し、この調査用操作メニュープログラムから転送プログラムが呼び出された場合は、外部メール処理機器への転送であると判断することもできる。

【0074】

ウイルスに感染している電子メールの詳細な調査を行う場合、メールサーバ10を経由して返信すると二次感染の恐れがある。しかし、本実施の形態では、電子メールの転送先が、メール端末20と直接的に接続されている外部メール処理機器40である場合に、ウイルス判定結果の内容如何に関わらず転送を可とするため、ウイルスの二次感染拡大を阻止しながら、ウイルスの調査を行うことができる。

10

20

30

40

50

【0075】

つまり、いわゆるローカル接続された端末（外部メール処理機器40）には電子メールの転送を無条件で許可し、外部ネットワーク（インターネット31）を介して接続される端末への転送は、ウイルス判定の結果に応じて許可されるようになっている。但し、安全性確保の点からは、メール端末20とローカル接続された端末であっても、メール調査用のプログラム等のようなウイルス処理用のプログラムを備えていない場合には、転送を許可しないように構成することが好ましい。この場合、例えば、メール端末20から外部メール処理機器40に電子メールを転送する前に、外部メール処理機器40がウイルス処理機能を有するか否かをメール端末20から問合せ（あるいは、メール端末20からの問合せを待たずに外部メール処理機器から自発的にウイルス処理機能の有無を宣言させることも可能）、S231において、「転送先は、ウイルス処理機能を有する外部機器か否か？」と判定すればよい。10

【実施例3】**【0076】**

次に、図10は、本発明の第3の実施の形態に係るメールサーバ側の処理を示すフローチャートである。本実施の形態の特徴は、ウイルスに感染した電子メールを部分的に削除してメール端末20に配信する点にある。

【0077】

電子メールがメールサーバ10に到着すると（S111）、ウイルス判定が行われ（S112）、検査情報M11が電子メールのヘッダに付加される（S113）。電子メールがウイルスに感染していない場合は（S114:N0）、電子メールがそのままメール記憶部13に保存される（S115）。これに対し、電子メールがウイルスに感染している場合は（S114: YES）、電子メールからウイルス感染部分（あるいはウイルスに感染している危険性の高い部分）が削除され（S116）、ヘッダの情報と検査情報のみが（あるいは電子メール中の他の無害な部分と共に）メール記憶部13に保存される（S117）。このようにして、保存された電子メールは、メール端末20に配信される（S118）。20

【0078】

ここで、ウイルスに感染している電子メールの場合は、ヘッダ及び検査情報以外の全てを一律に削除して保存することもできるし（方法1）、ウイルスに感染している可能性の高い添付プログラムファイルのみを一律に削除して保存することもできるし（方法2）、さらには、電子メール中からウイルス感染部分のみを削除して保存することもできる（方法3）。30

【0079】

方法1及び方法2の場合は、電子メールの全体中から、予め設定された部分のみを一律に機械的に削除するため、処理内容が簡単であり、多量の電子メールを速やかに処理することができる。これに対し、方法3の場合は、各電子メール毎に個別の処理を行うため、処理内容が複雑化し、大量のメール処理には向かないが、ユーザに対して無害な部分をより多く提示できるため利便性が向上する。いずれの方法を採用してもよい。ユーザの希望に応じて、あるいは、電子メールの特性に応じて処理方法を選択することもできる。電子メールの特性に応じて処理する例を挙げると、例えば、同じメールアドレスから大量に発信された電子メールの場合は、方法1又は方法2を用いて処理し、それ以外の場合は方法3を用いることができる。40

【0080】

本実施の形態によれば、メールサーバ10側でウイルスに感染していると判断された電子メールの内容の一部を削除するため、ウイルスに感染したと判断された電子メールをメール端末20が受信しても、ウイルス発動による悪影響を低減することができ、より一層安全性が高まる。

【実施例4】**【0081】**

図11は、本発明の第4の実施の形態に係る電子メールシステムの全体構成を示す説明50

図である。本実施の形態の特徴は、図1中に示す無線基地局32に代えて、インターネット33を用い、このインターネット通信網33を介してメールサーバ10とメール端末50とを接続している点にある。

【0082】

メール端末50は、第1の実施の形態で述べたメール端末20と同様に、制御部51、メール処理部52、メール記憶部53、表示部54、報知部55及び操作部56を備えて構成することができる。

【0083】

このようなメール端末50としては、例えば、ファクシミリ装置、固定電話、インターネット接続機能を備えた各種電気製品（例えば、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、音響製品、カーナビゲーションシステム、GPS）等を挙げることができる。

10

【実施例5】

【0084】

図12及び図13に基づいて、本発明の第5の実施の形態を説明する。本実施の形態の特徴は、ウイルスに感染した電子メールを受信したユーザには課金を行わない点にある。

【0085】

即ち、メールサーバ10には、各メール端末20のユーザに対する課金を管理するための課金データベース17が設けられており、この課金データベース17の記憶内容に基づいて、各ユーザへの費用請求が行われる。

【0086】

20

図13は、メールサーバ10の課金処理を示すフローチャートである。課金対象となっている電子メールのウイルス判定結果を確認し（S121）、課金対象の電子メールがウイルスに感染していないと判定された場合は（S122:No）、通常通り、電子メールの受信者に所定の料金を課金する（S123）。これに対し、電子メールがウイルスに感染していると判定されていた場合は（S122:Yes）、メール受信者への課金処理を中止する（S124）。そして、課金データベース17を更新して処理を終了する（S125）。

【0087】

これにより、ウイルスに感染した電子メールを送りつけられたユーザが課金されるのを防止して、顧客満足度を向上させることができる。

【実施例6】

30

【0088】

図14は、本発明の第6の実施の形態に係るメールサーバの課金処理を示すフローチャートである。本実施の形態の特徴は、ウイルスに感染していない正常な電子メールを受信したユーザには正規の料金を課金するが（S133）、ウイルスに感染している電子メールの場合は、受信者に課金せず、ウイルス感染メールの送信者に課金する（S134）点にある。

【0089】

つまり、ウイルス感染メールの送信者が携帯電話を利用して電子メールを送信した場合、メールサーバ10の課金データベース17等を参照することにより、送信者を特定することができるので、ウイルス感染メールを発信したことについて送信者にペナルティを課すことができる。また、これに加えて、ウイルス感染メールの送信者に、ウイルスに感染した電子メールが送信された旨の注意を喚起する警告文を電子メールで自動的に返信するようにしてもよい。この警告の電子メールは、前記第5の実施の形態でも用いることができる。

40

【実施例7】

【0090】

図15及び図16を参照して、本発明の第7の実施の形態を説明する。本実施の形態の特徴は、図2と共に述べたように、メールサーバ10からメール端末20に対して、検査情報M11を含んだヘッダだけを先に送信し、ユーザの明示の指示を待ってから電子メールの全体を送信する点にある。

【0091】

50

図15は、メールサーバ側の処理を示す。電子メールが到着すると(S141:YES)、ウイルス判定が行われ(S142)、検査情報M11を電子メールのヘッダ内に追記した後(S143)、メール記憶部13に保存される(S144)。メール端末20から電子メールの送信が要求されると(S145:YES)、このメール端末20宛の電子メールがウイルスに感染しているか否かが判定される(S146)。

【0092】

ウイルスに感染していない電子メールの場合は、電子メールの全体が直ちにメール端末20に向けて送信される(S147)。これに対し、ウイルスに感染している電子メールの場合は(S146:YES)、電子メールのヘッダ(ヘッダには検査情報M11が含まれている)のみが先にメール端末20に送信される(S148)。

10

【0093】

そして、ユーザからの指示を待ち(S149)、ユーザがウイルスに感染している電子メールの受信を希望する場合は、再度の確認をメール端末20を介してユーザに行い(S150)、ユーザの受信意思が再確認された場合は(S150:YES)、ウイルスに感染している電子メールをメール端末20に送信する(S147)。ユーザが電子メールの受信を取りやめた場合(S150:NO)及びユーザが電子メールの削除を希望する場合は、その電子メールをメール記憶部13から削除する(S151)。

【0094】

図16は、メール端末側の処理を示す。電子メールの着信を検出すると(S241:YES)、メールサーバ10から電子メールのヘッダのみが先に送信され(S242)、このヘッダ内に含まれている検査情報M11に基づいて、ウイルス感染の判定結果がユーザに報知及び表示される(S243)。ユーザは、検査情報の表示内容に基づいて、電子メールの受信又は削除を選択することができる(S244)。電子メールの削除を選択した場合は、メールサーバ10に対して該当する電子メールの削除を要求する(S245)。一方、電子メールの受信を希望する場合は、メールサーバ10に対して電子メールの送信要求が行われ(S246)、これにより、メールサーバ10から改めて送信されてきた電子メールの全体がメール記憶部23に保存される(S247)。

20

【0095】

このように構成される本実施の形態でも、前記第1の実施の形態と同様の効果を得ることができる。これに加えて、本実施の形態では、ウイルスに感染している電子メールの場合は、直ちに電子メール全体を送信するのではなく、検査情報を含んだヘッダのみを先に送信し、ユーザの明確な指示を待ってから電子メールを送信するため、より一層安全性を向上させることができる。

30

【0096】

なお、本発明は、上述した各実施の形態に限定されない。当業者であれば、実施の形態で述べた構成に新たな構成要素を追加したり、削除したり、変更等したりして種々の変形を行うことができる。

【図面の簡単な説明】

【0097】

【図1】本発明の第1の実施の形態に係る電子メールシステムの全体構成を示す説明図である。

40

【図2】電子メールの構成及び送信方法等を模式的に示す説明図である。

【図3】ヘッダ及びヘッダ内に追記される検査情報の記載内容を示す説明図である。

【図4】メールサーバ及びメール端末の処理の全体概要をそれぞれ示すフローチャートである。

【図5】ウイルスに感染した電子メールを受信した場合に、メール端末の表示部に表示される内容を示す説明図である。

【図6】電子メールを表示させる場合の処理を示すフローチャートである。

【図7】電子メールを転送させる場合の処理を示すフローチャートである。

【図8】本発明の第2の実施の形態に係る電子メールシステムの要部を概略的に示す構成

50

説明図である。

【図 9】メール転送処理を示すフローチャートである。

【図 10】本発明の第3の実施の形態に係るメールサーバの処理を示すフローチャートである。

【図 11】本発明の第4の実施の形態に係る電子メールシステムの全体概要を示す説明図である。

【図 12】本発明の第5の実施の形態に係る電子メールシステムの全体概要を示す説明図である。

【図 13】課金処理を示すフローチャートである。

【図 14】本発明の第6の実施の形態に係る電子メールシステムにおける課金処理を示す
10 フローチャートである。

【図 15】本発明の第7の実施の形態に係る電子メールシステムにおけるメールサーバ側の処理を示すフローチャートである。

【図 16】メール端末側の処理を示すフローチャートである。

【符号の説明】

【0098】

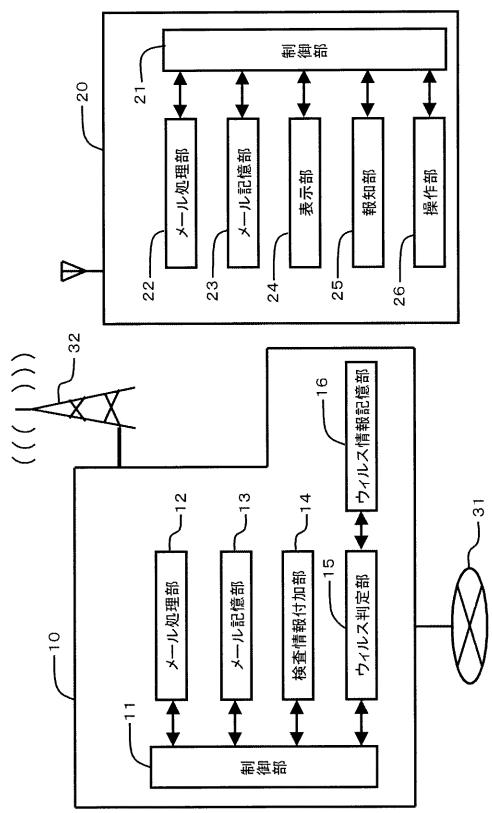
- | | |
|-----|------------|
| 1 0 | メールサーバ |
| 1 1 | 制御部 |
| 1 2 | メール処理部 |
| 1 3 | メール記憶部 |
| 1 4 | 検査情報付加部 |
| 1 5 | ウイルス判定部 |
| 1 6 | ウイルス情報記憶部 |
| 1 7 | 課金データベース |
| 2 0 | メール端末 |
| 2 1 | 制御部 |
| 2 2 | メール処理部 |
| 2 3 | メール記憶部 |
| 2 4 | 表示部 |
| 2 5 | 報知部 |
| 2 6 | 操作部 |
| 2 7 | 通信 I / F |
| 3 1 | インターネット通信網 |
| 3 2 | 無線通信基地局 |
| 3 3 | インターネット通信網 |
| 4 0 | 外部メール処理機器 |
| 5 0 | メール端末 |

10

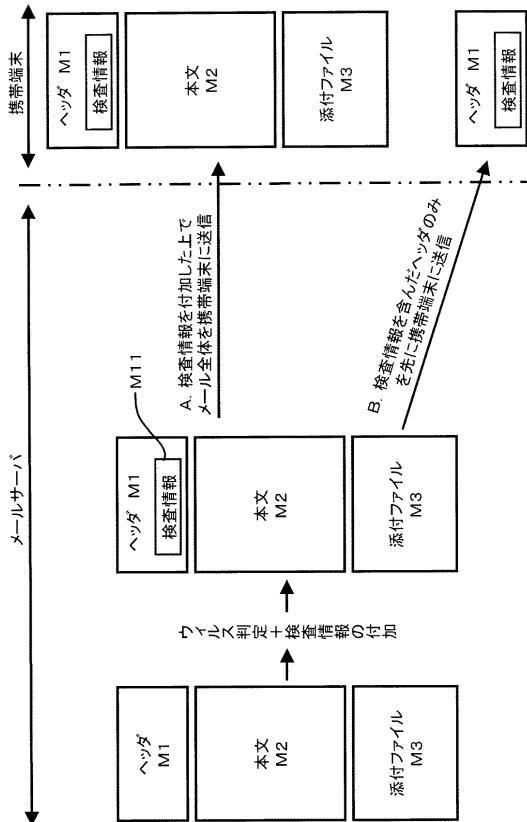
20

30

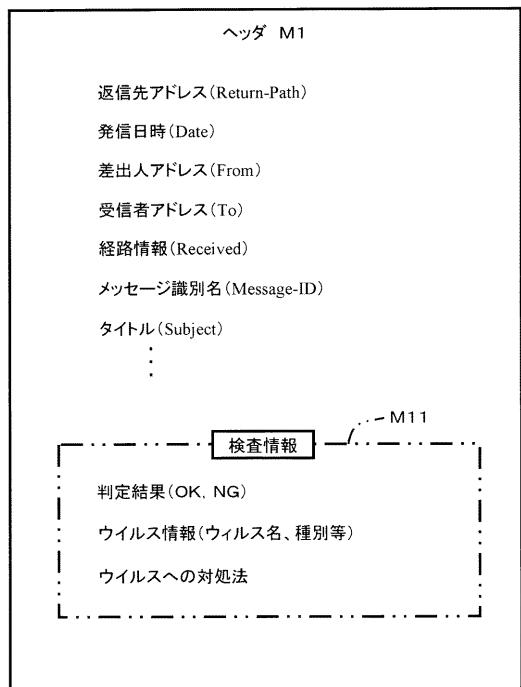
【図1】



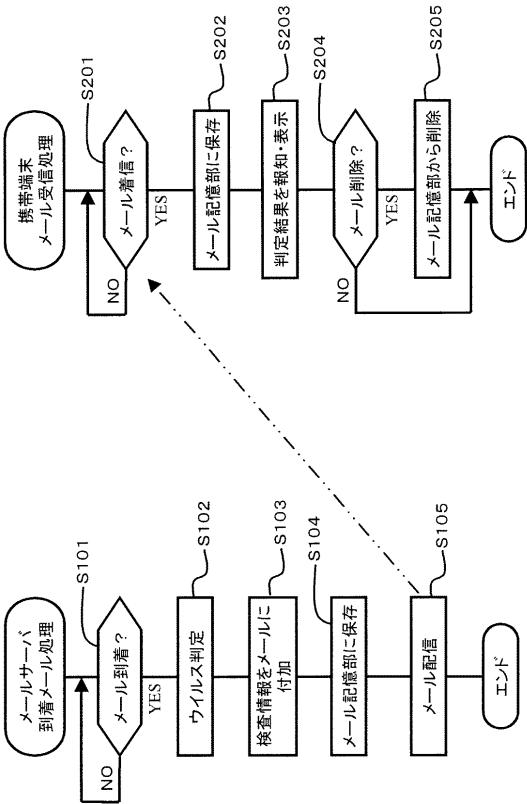
【図2】



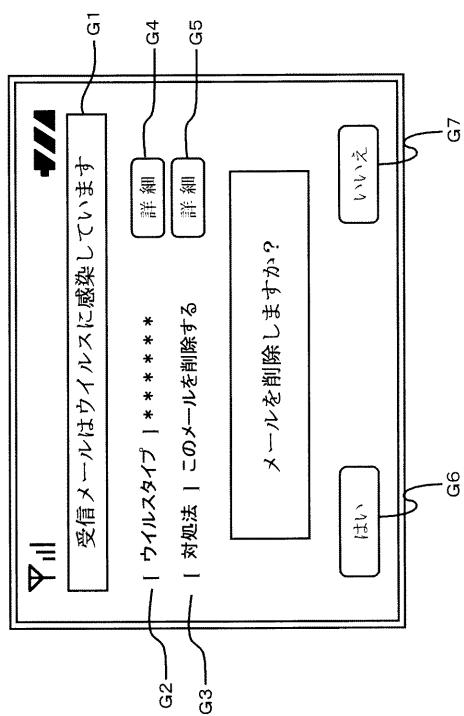
【図3】



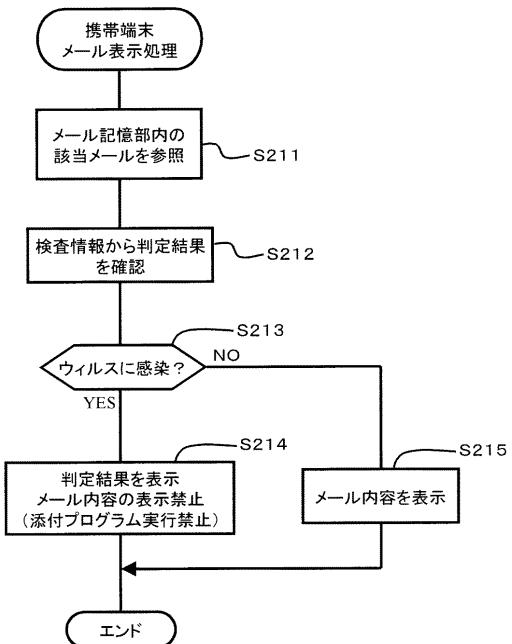
【図4】



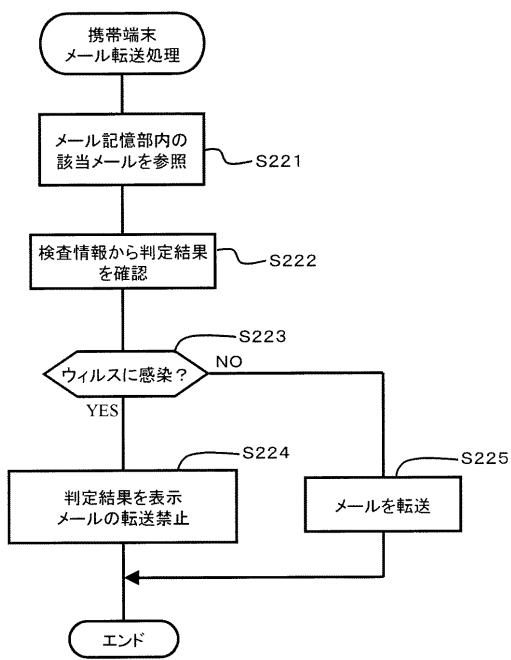
【図5】



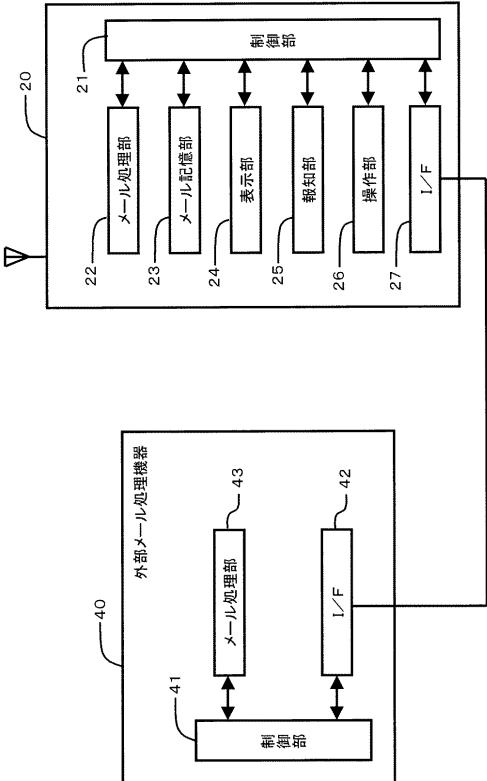
【図6】



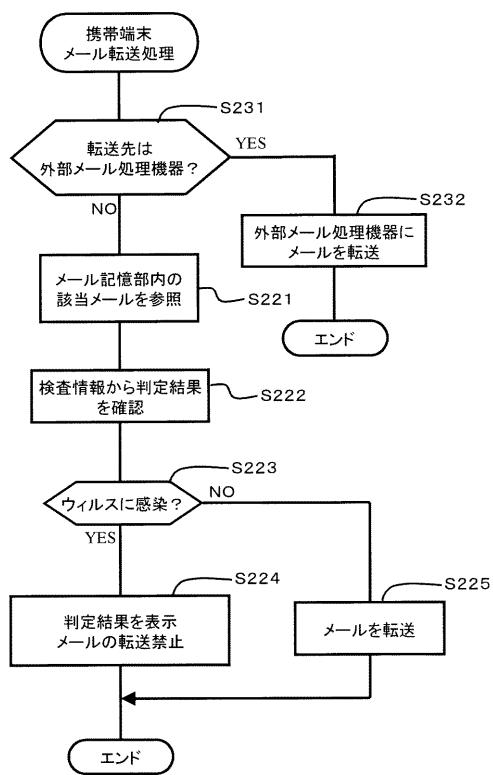
【図7】



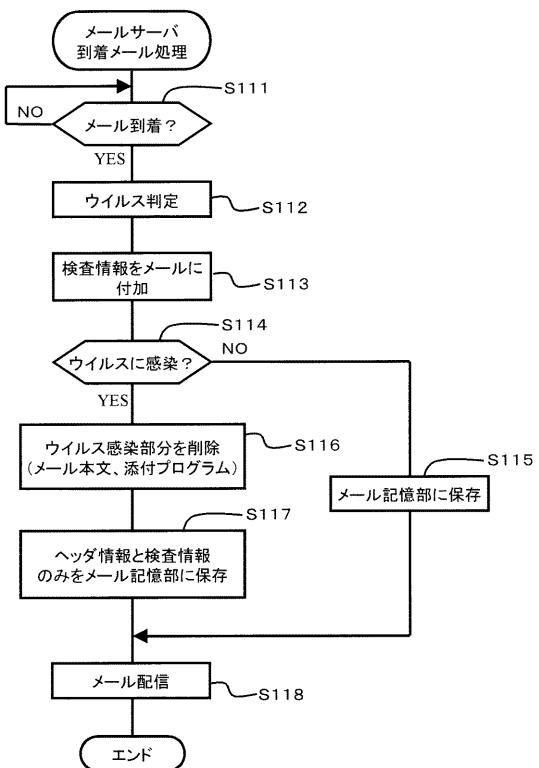
【図8】



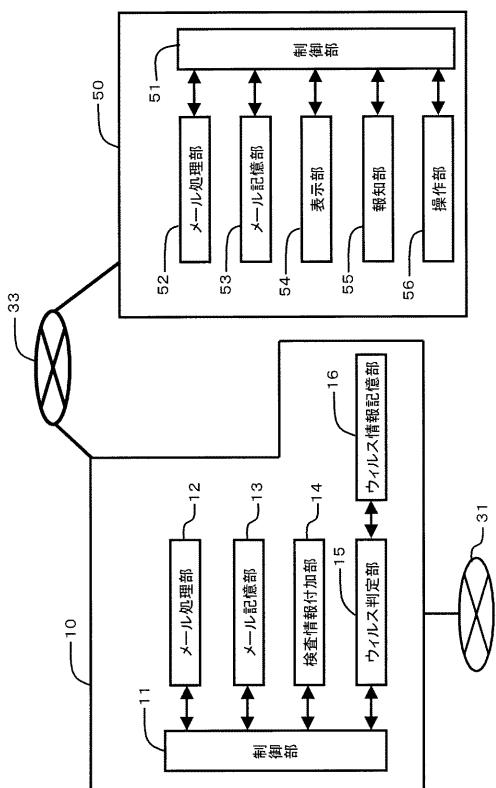
【図9】



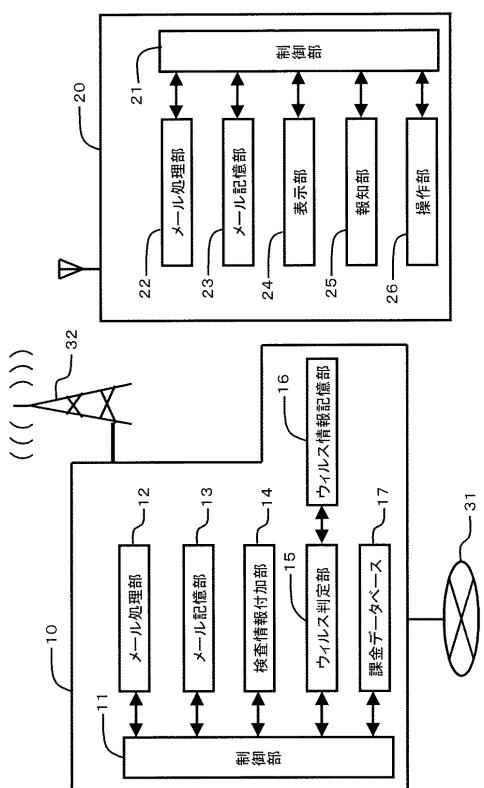
【図10】



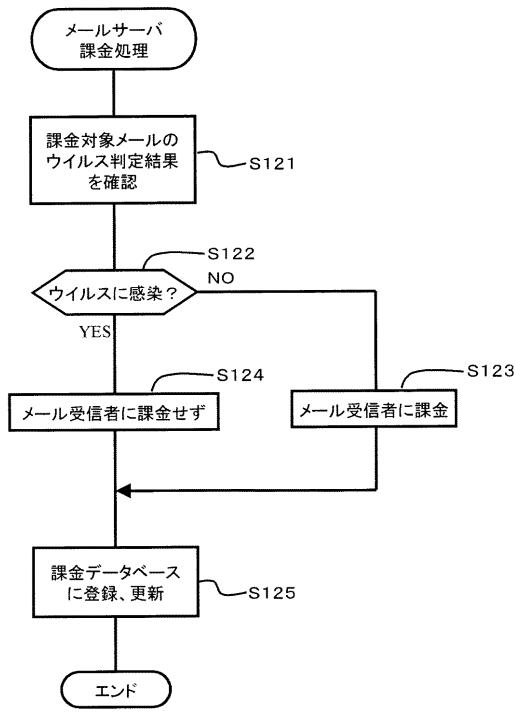
【図11】



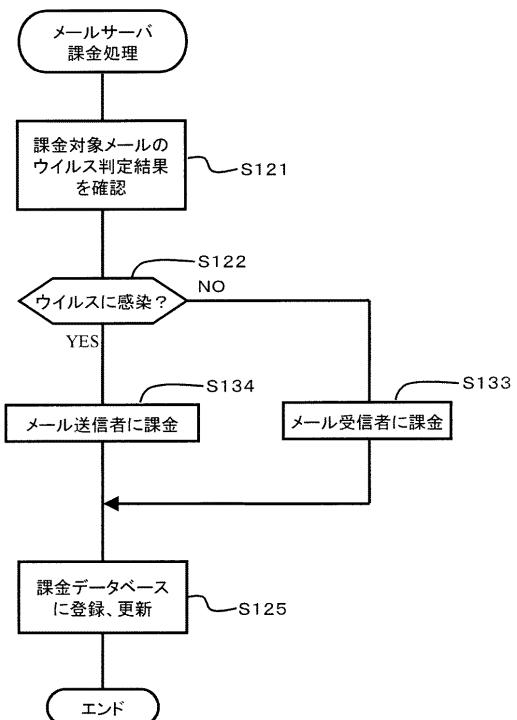
【図12】



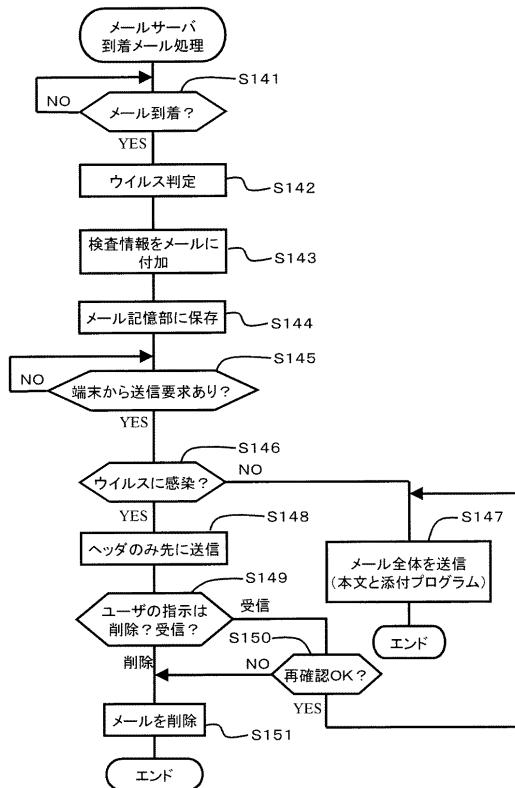
【図13】



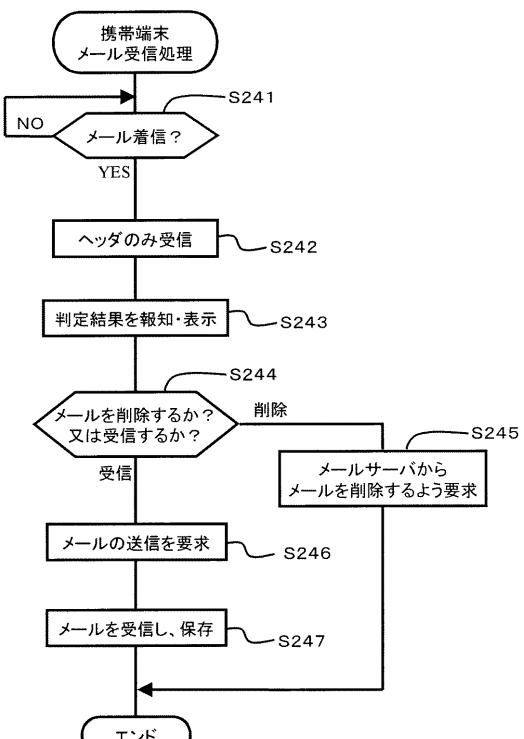
【図14】



【図15】



【図16】



フロントページの続き

(72)発明者 長谷川 修

茨城県ひたちなか市稲田1410番地 株式会社日立製作所 デジタルメディア製品事業部内

審査官 清水 稔

(56)参考文献 西村 崇, ネット業者がウイルス対策に本腰、メールのウイルスを駆除するサービスを提供, 日経コンピュータ, 2000年10月23日, 第507号, p.40~42

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H 04 L 12 / 58

G 06 F 13 / 00